

「宮っこを守り・育てる都市宣言」
～宣言の実践に向けて（解説）～

令和6年2月

宇都宮市

目 次

1 「宮っこを守り・育てる都市宣言」制定までの経緯	1
2 宮っ子たちへ	1
3 「こども」の定義	1
4 「宮っこを守り・育てる都市宣言」	2
5 本宣言に込めた思い	3
6 各主体に期待される取組	10
7 策定体制と策定経過	15

《参考資料》

・ 宇都宮市子ども・子育て会議 委員名簿	16
・ イノベーションm i y aユース会議事業について	17
・ 宮っ子の誓いについて	19

1 「宮っこを守り・育てる都市宣言」制定までの経緯

全国的に児童虐待の相談件数が増加傾向となるなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化するとともに、子どもの貧困やヤングケアラーなど、こどもや子育て家庭が抱える問題が複雑・多様化する中、こどもたちが安心して、健やかに成長するためには、地域社会が一体となり、市民一人ひとりが主体的に、こどもを守り・育てる行動を実践していくことが重要です。

また、こどもは「守られるもの」であると同時に、「自ら育つもの」でもあります。こどもたちが夢をかなえるためには、絶え間ない努力や熱意、逆境を乗り越える力、人を敬い感謝する心などが必要であり、それらは人とのつながりの中で磨かれ、こどもたちの育ちの根幹となる「人間力」になるものと考えます。

このような考え方の下、こどもたち一人ひとりが、地域社会の中で、「人間力」を高めながら、自分らしく、当たり前に成長できるまち「宇都宮」を実現するため、「宮っこを守り・育てる都市宣言（以下、「本宣言」という。）」を制定し、市内外に広く発信することとしました。

2 宮っこたちへ

あなたたちは、人種、国籍、性、出身、考え方、心身の障がい等にかかわらず、あらゆる差別や暴力を受けることなく、健やかに成長し、幸せに生きる権利があります。そして、それは尊重されなければなりません。

あなたたちは、宇都宮の宝であり、かけがえのない存在です。あなたたちが自己肯定感をもちながら健やかに成長し、未来を築いていくことは、未来の宇都宮の大きな希望です。そのため、今を生きる、未来を生きるすべてのこどもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるまちの実現に向けて、この宣言を制定しました。

大人は、この宣言の内容を理解し、あなたたちを守り・育てるための行動を実践していきます。

あなたたちは、権利について正しく学ぶとともに、生きる上で基本となる「社会性」や「規範意識」を身につけるため、日常生活における行動規範である「宮っ子の誓い」を実践し、自らを律しつつ、人に優しくできるよう、人との触れ合いを通して「人間力」を高めていきましょう。

3 「こども」の定義

本宣言における「こども」は、「心身の発達の過程にある者」をいいます。これは、「こども基本法（令和5年4月1日施行）」に準拠しています。

4 「宮っこを守り・育てる都市宣言」

『宮っこを守り・育てる都市宣言』

今を生きる、そして未来を生きることもたちへ

自分の将来に、夢や希望をもてていますか

周りの大人は、あなたを見守り、支えてくれていますか

自分の意志や思いを、周りの大人に伝えられていますか

すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、
思いやりの心をもって、人間力を高めながら、笑顔でいきいきと
成長できる社会の実現に向け、私たちは、地域が一体となって
宮っこを守り・育てる都市を目指し、ここに宣言します。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り、育てます。

- 1 こどもが個人として尊重され、こどもの今とこれからに
とって最もよいことをこどもと一緒に考え、その実現に
取り組みます。
- 2 こどもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくり
に取り組みます。
- 3 すべての家庭が、安心してこどもを産み育てることができる
環境づくりに取り組みます。
- 4 地域社会が、こどもを温かく見守り、安全・安心の確保や
一人ひとりに合った支援に取り組みます。

5 本宣言に込めた思い

『宮っこを守り・育てる都市宣言』

- 本宣言は、地域社会が一体となって、本市の宝であるこどもを守り・育てるための指針であるとともに、こどもが、「守るべき」対象だけではなく、未来に向けて大切に「育てていく」対象であることから、本宣言の名称は『宮っこを守り・育てる都市宣言』としました。

**今を生きる、そして未来を生きることもたちへ
自分の将来に、夢や希望をもてていますか
周りの大人は、あなたを見守り、支えてくれていますか
自分の意志や思いを、周りの大人に伝えられていますか**

今を生きる、そして未来を生きることもたちへ

- 本宣言は「今のこどもたち」だけでなく、「未来のこどもたち」も対象であることを示しています。
- 「今のこどもたち」が周囲の大人に愛情をもって育まれ、地域に愛着や誇りをもち、健やかに成長し、自分の夢に向かって羽ばたいていく、そして、大人になった「今のこどもたち」が、「未来のこどもたち」を愛情をもって育んでいくという、現在から未来に向かって持続していく過程と循環を含む表現としています。

自分の将来に、夢や希望をもてていますか

- こどもが、将来への夢や希望をもって輝きながらいきいきと成長してほしいという願いを込めています。
- 「夢や希望」には、こどもの「こんな大人になりたい」という思いはもとより、地域経済の活性化と安定した雇用を確保し、こどもが夢をもって自分の将来を描くことができていることも含んでいます。

周りの大人は、あなたを見守り、支えてくれていますか

- 世代を超えた人と人とのつながりの中で、こどもから大人まで、すべての人たちが互いに支え合いながら生きてほしいという願いを込めています。
- 「見守り、支えて」には、地域における共生という思いのほか、地域の大人がこどもを個人として尊重しながら、こどもの気持ちに寄り添い、行動を見守り、時には助言するなど、必要な支援を行うことも含んでいます。

自分の意志や思いを、周りの大人に伝えられていますか

- こどもが、自らに直接関係するすべてのことに関して意見を表明するとともに、多様な社会的活動に参画してほしいという願いを込めています。
- 「子どもの権利条約」の4原則の1つである「子どもの意見の尊重」や、「子ども基本法」の基本理念に定められている「年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」を踏まえました。
- こどもたちへ問いかける3つの文章については、「イノベーションm i y a ユース会議」において、こどもたちから、「話を聞いてほしい」や「子どもの気持ちを考えて」などの提言がなされたことから、こどもに自分自身の状況を改めて確認してもらうため、こどもたちに投げかける表現としました。また、大人が自問自答することで、自らの行動を確認する意図も含んでいます。

すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、
思いやりの心をもって、人間力を高めながら、笑顔でいきいきと
成長できる社会の実現に向け、私たちは、地域が一体となって
宮っこを守り・育てる都市を目指し、ここに宣言します。

- 本宣言の目的である「地域社会が一体となって、こどもを守り・育てる」ことを明確に示しています。
- 市民福祉の増進を目的とする「福祉都市宣言」や本市のこども・子育て分野の総合的な計画である「第2次 宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」の基本理念と整合を図るとともに、「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」が目指す「子育ち・子育ての未来都市うつのみや」の実現のために、本宣言を実践していくことが重要であるとの狙いを込めています。
- こどもが、自らを律しつつ、人に優しくするなど、人との触れ合いを通して「人間力」を高めることの重要性を表現しています。
- 「イノベーションm i y a ユース会議」において提言されたキーワード「笑顔」を盛り込んでいます。

《参考》福祉都市宣言（1996（平成8）年制定）

宇都宮市は赤ちゃんからお年寄り、ハンディキャップを持った人々などすべての市民が笑顔でことばを交わし健康でいきいきと暮らせる心のふれあう福祉のまちをつくります

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り、育てます。

- 1 こどもが個人として尊重され、こどもの今とこれからにとて最もよいことをこどもと一緒に考え、その実現に取り組みます。
- 2 こどもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。
- 3 すべての家庭が、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。
- 4 地域社会が、こどもを温かく見守り、安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に取り組みます。

宮っこはいつの時代もうつのみやの宝 みんなで守り、育てます。

- 私たちは、これまででもお互いに支え合う精神の下、地域社会の中で大人がこどもを大切にし、こどもと遊び、こどもの成長を楽しみに見守りながら暮らしてきました。この精神は不変であり、いつの時代においても、こどもは宝であり、地域社会全体で見守り、大切に育てるべき存在です。
- 本宣言においては、宝であり、本宣言の主役であるこどもを地域社会全体で支えていくという思いを込めて、本市のこどもたちのことを「宮っこ」と表現しています。
- 「うつのみやの宝」では、宮っこが今を生きる一人の人間として、かけがえのない存在であり、未来に向かって羽ばたいていく希望であることを表現しています。
- 「みんなで守り、育てます」は、前文に掲げた、本宣言の目的を表現したものであり、「みんな」とは、家庭や学校、地域、企業、行政など、こどもに関係するすべての人々を含めた社会全体を指すものです。

1 こどもが個人として尊重され、こどもの今とこれからにとて最もよいことをこどもと一緒に考え、その実現に取り組みます。

- こどもが本宣言の主役であり、権利の主体であることを明らかにするための柱としました。
- こどもたちのために何が最もよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる「こどもまんなか社会」を実現することの重要性を表現しました。
- すべてのこどもや若者が将来にわたって幸せに生活できる社会を実現するために制定された「こども基本法」の第1条(目的)で示された内容と整合を図り、「こどもを個人として尊重すること」、「こどもの最善の利益を考慮すること」を基本としました。

《参考》こども基本法：第1条（目的） ※一部文章を抜粋

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのつとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、（略）こども施策を総合的に推進することを目的とする。

- この柱は、「子どもの権利条約」の4原則（「生命、生存および発達に対する権利」、「子どもの意見の尊重」、「子どもの最善の利益」、「差別の禁止」）や「こども基本法」基本理念のすべてを含むものです。

《参考》こども基本法：第3条（基本理念） ※一部文章を抜粋

第3条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全ての子どもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

- 「イノベーションm i y a ユース会議」においても、こどもたちから、「子どもの意見も取り入れて」や「話を聞いてほしい」、「子どもの気持ちも考えて」などの提言がなされたように、こどもたちを個人として尊重し、こどもたちの意見表明の機会を確保するとともに、その意見を受け止め、共感し、子どもの最善の利益（すべての子どもの今とこれからにとって最もよいこと）を考えながら、それを実現していくことの重要性を表現しています。

2 こどもが夢や希望にあふれ、心豊かに成長できる環境づくりに取り組みます。

- 「第2次 宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」や「宮っこ未来ビジョン」の基本理念と整合を図り、「子どもの健やかな育ち」に重点を置いた柱としました。

《参考》「第2次 宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」 基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心して子どもを生み育てることができる「子育ち」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

《参考》宮っこ未来ビジョン 基本理念

心豊かでたくましく生きる人を目指して

— 心の触れ合う「対話」と未来を切り拓く「創造」を通して —

- 本宣言の目的である「地域社会が一体となってこどもを守り・育てる」のうち、「育てる」には、「子育ち」「子育て」という2つの意味が込められており、その1つ目である「子育ち」の部分を担う柱です。
- こどもたちが宇都宮の自然や文化、魅力を感じながら体験・経験を重ね、地域に誇りや愛着を持ちながら、健やかにいきいきと成長できるよう、様々な体験や機会を通した子育ちが重要性であることを表現しています。
- 「イノベーションm i y a ユース会議」において、こどもたちから、「一人ひとりに合った指導を」や「褒めて」、「結果よりも努力を認める」などの提言がなされたように、周囲の大人がこどもたちの思いや行動に共感し、必要な支援や指導を行いながら、こどもたちが夢や希望をもって、心豊かで健やかに子育ちできるように支えていくことの重要性を表現しています。
- こどもたちにとっては、夢や希望を膨らませること、相手の立場を考えながら責任のある行動をすること、夢を抱いてやり抜くことなどが重要であり、この考え方は「宮っこ未来ビジョン」やこどもたちの行動規範の一つである「宮っ子の誓い」と方向性を共有するものです。

3 すべての家庭が、安心してこどもを産み育てることができる環境づくりに取り組みます。

- 「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」や「第2次 宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」と整合を図り、「子育て支援」に重点を置いた柱としました。

《参考》第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）

政策の柱：I 子育て・教育の未来都市の実現に向けて

【政策を構成する施策】 ※一部文章を抜粋

- 結婚や妊娠・出産の希望をかなえる支援の充実
- 子育て支援の充実

《参考》第2次「宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」 基本理念

すべての子どもが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもつて心身ともに健全に成長できるとともに、すべての子育て家庭が安心してこどもを生み育てることができる「子育ち」・「子育て」の未来都市うつのみやを目指します。

- 家庭や学校、地域、企業、行政など、こどもに関係するすべての人々を含めた各主体が地域社会の中で協力しながら、必要な支援に取り組むことを表現しています。
- こどもについては、「こども基本法」に明記されているとおり、父母その他の保護者（以下、「保護者」という。）が、その第一義的責任を負うものであります。が、こどもは保護者だけによって育てられるものではありません。こどもの健やかな育ちのためには、すべての家庭が、地域社会とつながりを持ちながら、その支援の下、安心して子育てできる環境づくりに地域社会全体で取り組む必要があることを表現しています。
- 「安心してこどもを産み育てができる環境づくり」については、現在、子育てをしている方々のために環境を整えることはもとより、これから大人になり結婚や妊娠・出産を希望する「今のこどもたち」のために、地域社会が安全・安心な子育て環境づくりに取り組むことの重要性を表現しています。

4 地域社会が、こどもを温かく見守り、安全・安心の確保や一人ひとりに合った支援に取り組みます。

- 「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）」や「第2次 宮っこ 子育ち・子育て応援プラン」と整合を図り、こどもたちを見守りながら、事件や交通事故などからこどもたちを守ることや、こどもたちが置かれた環境やこど

もたちの状況に合わせて、一人ひとりに合った支援に取り組むことなどの重要性に鑑み、「安全・安心な環境づくり」を視点とした柱としました。

『参考』第6次宇都宮市総合計画改定基本計画（後期基本計画）

政策の柱：I 子育て・教育の未来都市の実現に向けて

【政策を構成する施策】 ※一部文章を抜粋

・ 子どもを守り・育てる支援の充実

- こどもたちが生まれ育った環境だけでなく、こどもたちが置かれた環境や状況に左右されることなく、困難を有するすべてのこどもを含めて、誰もが安全・安心に、笑顔でいきいきと成長できるよう、地域社会全体で支えていく必要があることを表現しています。
- 「イノベーションm i y a ユース会議」において、こどもたちから、「信頼」や「会話」、「優しさ」などの提言がなされたように、地域社会全体がこどもたちを温かく見守り、互いの信頼関係の中で安全・安心な環境づくりに取り組むことの重要性を表現しています。

6 各主体に期待される取組

(1) 家庭

- ・ 「こども基本法」に明記されているとおり、子育てにおける第一義的責任は保護者にあることを認識し、子どもの最善の利益を考えるとともに、権利の主体である子どもの人格を尊重し、子どもの成長や発達に応じた養育を行うことが期待されます。
- ・ 子どもが豊かな人間性や基本的な生活習慣を身に付けて成長することができるよう、必要な協力を周囲から得るとともに、より良い家庭環境づくりに努めることが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

○ こどもを愛しましょう。

- ・ 子どもに「大好きだよ」、「大切な存在だよ」と伝えましょう。
- ・ 温かい言葉と一緒に、抱きしめたり、頭をなでたり、スキンシップを取りましょう。
- ・ 子どもの良いところや頑張ったことを認め、褒めてあげましょう。

○ 子どもの意見を聞きましょう。

- ・ 家事などの片手間ではなく、子どもと顔を合わせて話をしましょう。
- ・ 習い事や休日の過ごし方など、子どもに関わることを決めるときは、子どもの意見を聞きましょう。
- ・ 子どもの意見を実現することが難しい場合は、頭ごなしに否定したり叱ったりするのではなく、子どもが理解し、納得できるよう「なぜ難しいのか」を説明し、子どもにとって最善の方法を一緒に考えましょう。
- ・ 子どものアイデンティティを尊重し、「男の子／女の子／お兄ちゃん／お姉ちゃんだから～」といった価値観の押し付けにならないよう配慮しましょう。

○ 子どものお手本となるような行動を心がけましょう。

- ・ 子どもが、規則正しい生活や偏りのない食事などの基本的な生活習慣を身に付けられるよう、まず、保護者や周囲の大人たちが生活習慣を整えて子どもに示すとともに、子育てをする中で、保護者も子どもと一緒に成長していきましょう。

○ 家庭が子どもにとって心穏やかに過ごせる場所となるよう努めましょう。

- ・ 親子関係はもちろん、家族内での良好な関係の維持にも努め、子どもにとって家庭が安心して過ごせる場所となるようにしましょう。
- ・ 第3日曜日の「家庭の日」には、家庭の絆を深める日としましょう。

○ 周囲の方を頼りましょう。

- ・ 近所の方との日ごろのあいさつなどを通して良好な関係性を築き、必要なときに、互いに協力ができるようにしましょう。
- ・ 子どもや子育てに関する不安や困り事を家庭で抱え込みず、学校や地域、行政など、周囲の人を頼りながら、保護者的心身も健全に、楽しく子育てていきましょう。

(2) 学校

- ・ 子どもの最善の利益が守られ、子どもの年齢及び心身の発達の程度に応じて、子どもが主体的に育ち、学ぶことができ、それにより能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うことが期待されます。
- ・ 子どもが自分と他人の持つ権利を理解し、尊重し、それを守ることに向けて行動する力を育むことが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

- 子どもたちが自立した個人として生きていける力を習得できるようにしましょう。
 - ・ 確かな学力や豊かな人間性、健康・体力など、明るい豊かな社会の創造に寄与する「人間力」の向上に努めましょう。
 - ・ 子どもたち一人ひとりが、夢や希望を抱き、未来に向かってたくましく成長し続けることができるよう、積極的に関係機関に相談し、専門的な支援を受けましょう。
 - ・ 子どもたちが犯罪に巻き込まれることがないよう、家庭等とも連携しながら、防犯教育に取り組みましょう。
 - ・ 子どもたちが交通事故に巻き込まれることがないよう、安全な歩行や自転車の利用など、交通安全教育に取り組みましょう。
 - ・ 子どもたちが災害による被害に巻き込まれることがないよう、災害への備えや対応など、防災教育に取り組みましょう。
- 子どもたちの意見を聞きましょう。
 - ・ 学校のきまりや生活上のルール、児童・生徒会活動などについて、子どもたちが主体的に考え、意見を表明する機会を確保しましょう。
- 子どもの権利について、子どもたちが正しい知識や行動を習得できるようにしましょう。
 - ・ 先生は、子どもの権利についての理解を深め、子どもの発達の段階に応じて、正しい知識を習得させましょう。その際、知識の習得だけではなく、周囲への配慮の仕方など、具体的な行動についても学べる機会をもちましょう。
 - ・ いじめや虐待などにより、子どもたちの健やかな育ちが損なわれることがないよう、子どもとしての権利は必ず守られるべきものであることや、他者を大切にする気持ちについても理解を深められるようにしましょう。
 - ・ 子どもの権利だけでなく、広く人権について学ぶ機会の充実に努めましょう。

(3) 地域

- ・ 日常生活において子どもを見守り、安全・安心に子どもが生活し、家庭が安心して子育てできる地域の環境づくりに努めることが期待されます。
- ・ 子どもの成長に関して、子どもと保護者に向けた情報・知識の共有や交流・相談等の支援に努めることが期待されます。
- ・ 家庭や学校を支えるとともに、市や地域の団体が行う子ども・子育て支援の取組に協力するよう努めることが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

- 本宣言をできるだけ多くの方と共有しましょう。
 - ・ 子どもを守り・育てる社会の実現に向け、地域が重要な主体であることを認識し、本宣言の内容を十分に理解した上で、本宣言について、出来るだけ多くの方と共有しましょう。
- こどもや子育て家庭が安全・安心に過ごせるよう、温かく見守り、笑顔で声をかけましょう。
 - ・ こどもたちが安全・安心に通学でき、交通事故や犯罪などに巻き込まれることがないよう、地域の方々で協力しながらこどもたちの登下校を見守りましょう。また、自動車や自転車で走行する際には、子どもたちが安全・安心に通行できるよう丁寧な運転を心がけましょう。
 - ・ 日ごろのあいさつなどを通して、こどもや子育て家庭との良好な関係性を築き、互いに必要な協力ができるようにしましょう。
 - ・ こどもや子育て家庭への笑顔の声掛けを心がけましょう。
- こどもや子育て家庭が地域に協力を求められる環境を整えましょう。
 - ・ こどもや子育て家庭を見守る中で、少しでも気になることや異変があれば、まずは声掛けを行い、話を聞きましょう。
 - ・ 話を聞いた上で、協力することで解決につながることであれば協力をしましょう。地域の中でも解決が難しい場合には、行政などと連携しながら適切な機関につなげるようにしましょう。
 - ・ 家庭に向けたこどもや子育てに関する情報・知識の共有に当たっては、押し付けにならないよう、保護者と一緒に考えるようにしましょう。
- こどもたちの健やかな育ちを応援しましょう。
 - ・ こどもたちが運動会や部活動などの学校での活動に取り組んでいるときや、公園や自然の中で元気に遊んでいるときには、こどもや子育て家庭を温かい気持ちで見守りましょう。

(4) 企業

- ・ 子育てにおける保護者の役割と責任を理解し、仕事と子育てを両立できる働き方づくりに努めることが期待されます。
- ・ 従業員のニーズに応じた就業体系や職務環境の整備に努めることが期待されます。
- ・ 地域社会の一員として、こどもたちなどに関する地域活動等に積極的に取り組むとともに、地域の将来を担う人材の育成に努めることが期待されます。

【具体的な取組イメージ】

- 子育て中の従業員が休暇・休業を取得できる制度の整備や職場風土づくりに取り組みましょう。
 - ・ 「共働き・共育て」の実現に向け、子育て中の方の育児休業の取得促進に取り組みましょう。
 - ・ 従業員が必要なときに休暇・休業制度を取得できるよう、管理職等の意識改革に取り組みましょう。
 - ・ 長時間労働や時間外労働などは、育児休業等の取得を妨げる要因になり得るため、一人ひとりの従業員を大切にしながら、互いに思いやりが育まれる職場づくりに取り組みましょう。
- 従業員のニーズに応じた就業体系や職務環境を整備しましょう。
 - ・ フレックスタイム制や時短勤務制の導入などにより、従業員が自らの状況に応じて就業を継続できる制度の整備に取り組みましょう。
 - ・ テレワーク環境を整備するなど、仕事と子育ての両立や子育て後に職場に復帰しやすくなるよう工夫しましょう。
 - ・ 企業内託児所やキッズルームの整備など、子育て中の従業員も柔軟に仕事ができる環境づくりに取り組みましょう。
- こどもたちの将来の職業選択の選択肢が増える取組をしましょう。
 - ・ 職業体験や工場見学など、こどもたちの将来の職業選択の幅が広がる取組を行いましょう。
 - ・ 学校等への出前講座などにより、こどもたちの夢や希望を育む機会を積極的に設けましょう。
 - ・ こどもたちに保護者の働いている姿を見せられるような取組を実施しましょう。

(5) 行政

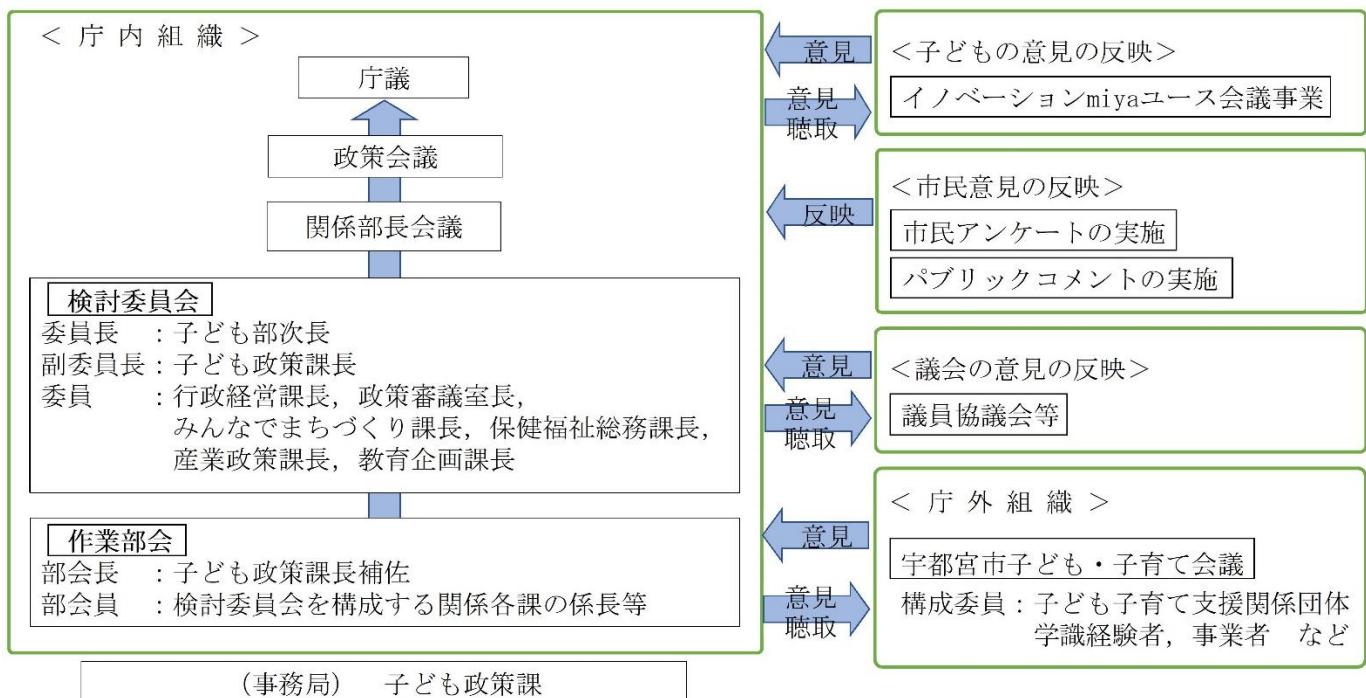
- ・ こどもを地域社会全体で健やかに育むため、国や県、地方公共団体、その他の関係機関等と連携し、こどもが生まれる前から大人になるまで、こどもの最善の利益が守られるよう、年齢や発達段階に応じた支援策を切れ目なく、総合的かつ一体的に実施します。
- ・ 家庭や学校、地域、企業、行政など、こどもに関係するすべての人々を含めた各主体が互いに情報を共有し、協力しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援及び調整を行います。

【具体的な取組イメージ】

- こども行政を市の重要課題の1つとして、こどもを守り・育てるための施策・事業の推進に向けて、本市が一丸となって取り組みます。
- 各主体がこどもたちを守り・育てる行動を実践できるよう、各主体の取組を支援・調整します。
- 各主体が子どもの権利について、正しく理解を深められるよう、子どもの権利に関する周知・啓発に取り組みます。
- 本市のこどもたちの意見表明の機会を確保するとともに、こどもたちの意見を尊重し、本市のあらゆる分野の施策に最大限反映させます。
- 発達の気になるこどもや不登校、就学前のこどもなど、すべてのこどもたちの意見を取りこぼすことなく聴取するための効果的な手法について、継続的に検討していきます。
- 情報を届けたい相手に合わせた効果的な情報発信に取り組みます。特に、こどもたちには、子どもの視点に立った分かりやすい表現やSNS等を活用した情報発信に取り組みます。
- こどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、夢や希望をもって心身ともに健全に成長できるよう、結婚、妊娠・出産、子育てへの切れ目ない支援や経済的な支援に取り組みます。
- こどもや子育て家庭が地域社会で誰一人取り残されることのないよう、アウトリーチや伴走型の支援に取り組みます。
- こどもたちの権利が侵害されることがないよう、虐待やいじめ等の撲滅に取り組みます。
- こどもたちを守り・育てるために、積極的に新たな施策・事業を企画・立案し、スピード感をもって推進していきます。

7 策定体制と策定経過

(1) 策定体制



(2) 策定経過

- 令和5年 5月 宇都宮市子ども・子育て会議
「子どもの権利等に関するアンケート」の実施
- 6月 宇都宮市議会（議員協議会）
- 7月 イノベーションm i y a ユース会議の開催
- 8月 宇都宮市議会（議員協議会）
宇都宮市子ども・子育て会議
- 11月 宇都宮市議会（議員協議会）
宇都宮市子ども・子育て会議
- 12月 パブリックコメント
- 6年 2月 宇都宮市子ども・子育て会議

《参考：宇都宮市子ども・子育て会議 委員名簿》

(敬称略)

構成員			氏名
1号	子どもの保護者	1 子どもの保護者	菊地 香織
		2 子どもの保護者	梅村 英美子
2号	事業主	3 宇都宮商工会議所	青木 克介
3号	労働者	4 連合栃木宇河地域協議会	仙波 和夫
児童又は知的障害者の福祉に関する事業に従事する者	児童福祉	5 宇都宮市母子寡婦福祉連合会	栗田 幹晴
		6 宇都宮市民生委員児童委員協議会	田代 純子
		7 宇都宮市私立保育園協会	海野 仁昭
		8 NPO法人障がい者福祉推進ネットちえのわ (障がい児を代表する団体)	佐々木 佳子
	地域福祉	9 宇都宮市社会福祉協議会	平手 義章
		10 認定こども園を代表する者	永田 文子
		11 事業所内保育施設実施者	松本 清美
		12 宇都宮地区幼稚園連合会	木嶋 香保利
		13 宇都宮市小学校長会	原 晃子
		14 宇都宮市中学校長会	新村 雅司
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	教育	15 宇都宮市内高等学校長会	梅澤 圭子
		16 宇都宮市医師会	飯村 文俊
		17 宇都宮市PTA連合会	関口 快太郎
		18 宇都宮市青少年育成市民会議	関口 浩
		19 宇都宮市青少年巡回指導員会	釜井 彰一
		20 宇都宮市地域まちづくり推進協議会	小池 恵一郎
		21 一般社団法人栃木県若年者支援機構	中野 謙作
		22 大学教授 (作新学院大学 女子短期大学部)	坪井 真
		23 大学教授 (宇都宮共和大学 子ども生活学部)	河田 隆
		24 市議会議員	菅野 大造
5号	学識経験者	25 弁護士	浅木 一希
		26 警察関係者	堀江 恵美
		27 栃木労働局	筧 俊夫
		28 栃木県中央児童相談所	藤井 一夫
6号	その他市長が必要と認める者	29 地域の青少年健全育成等に関心のある方	荒井 浩元

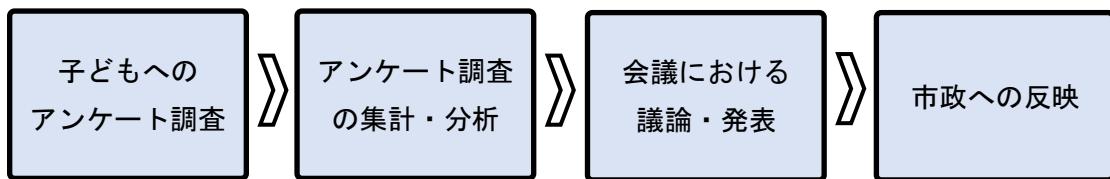
令和5年7月1日現在

《参考：イノベーションみらいユース会議事業について》

○ イノベーションみらいユース会議事業とは

本市の施策事業に係る意見表明と、それをこどもが共有できる機会を提供するため、アンケートにより広く子どもの意見を集約し、会議においてその内容について議論を行う事業です。

令和5年度については、『「宮っこを守り・育てる都市宣言」に盛り込むべきキーワード』をテーマに、2日間に渡って、こどもたち自身の体験や経験を基にした意見交換や提案するキーワードの検討を行い、参加者一人ひとりが市長に対してキーワードを提案しました。



○ キーワード一覧

No.	キーワード	提案者氏名 (希望者のみ掲載)
1	小さなことも認める	伊藤 菜々海
2	子どもの気持ちも考えて	中島 鳩介
3	結果よりも努力を認める	
4	他人と比較しない	西尾 遥花
5	一人ひとりの行動を認める	
6	子どもの意見も取り入れて	中島 明彩美
7	一人ひとりに合った指導を	菅原 花柚
8	お互いに理由を聞いてほしい、教えてほしい	吉田 奈央
9	否定ではなく話し合いを	亀澤 駿斗
10	平等にしてよ！	糸井 望結
11	信頼関係	中村 鳩南
12	優しさ	
13	話を聞いてほしい	伊藤 巴
14	会話	吉川 結梨
15	頑張ったことを認めてほしい	小倉 由依
16	伝え方	高橋 澄藍
17	褒める	
18	笑顔	西尾 花楓

○ 「子どもの権利等に関するアンケート」の結果概要

(1) アンケート調査の概要

ア 対象者

- ・ 市内に在住又は通学する小学校5年生から高校3年生相当の方
- ・ 市内に在住又は通勤・通学する19歳以上の方

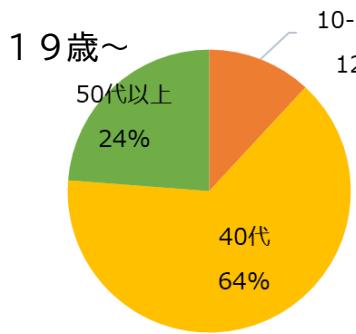
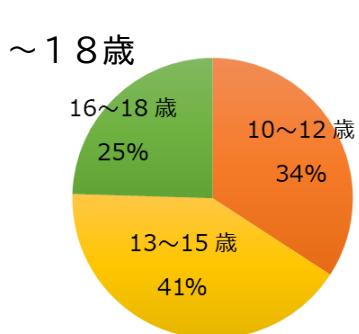
イ 実施方法

WEB回答式

ウ 実施期間

令和5年5月22日（月）～6月3日（土）

(2) 回答者の属性等



(3) 主な回答結果

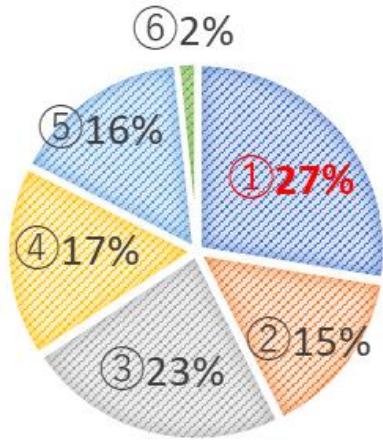
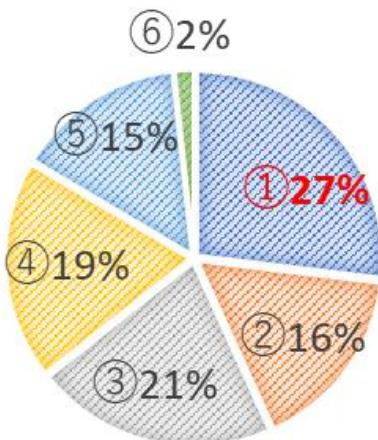
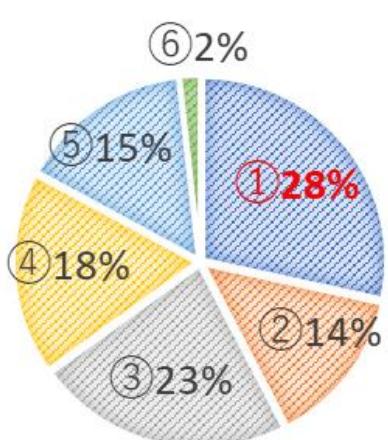
【設問】

あなたがあなたの周りの大人にしてほしいことは何ですか。

※複数回答可（3つまで）

【選択肢】

- ① 自分のよいところやがんばったことを認めてほしい
- ② 自分の意見を聴いてほしい
- ③ 困ったときに助けてほしい
- ④ あまり口出しせず、見守っていてほしい
- ⑤ 尊敬できる人でいてほしい
- ⑥ その他



【10-12歳】

【13-15歳】

【16-18歳】

《参考：宮っ子の誓いについて》

本市においては、市民と行政が共有する人づくりの指針となる「宮っこ未来ビジョン」を平成17年に策定しました。

その実現のためには、特に人格の基礎が培われる、幼児期から青年初期（18歳まで）において、生きる上での基本である「社会性」や「規範意識」を身につけることが重要であることから、日常生活の中で、こどもたち自らが実践できる行動規範となるとともに、学校や家庭、地域等が一体でこどもを育むための拠り所となる、「宮っ子の誓い」を制定しました。

《参考》宮っ子の誓い

わたしたちは、北関東の真ん中にふんばる「宇都宮っ子」、ともに輝く未来に向かって進みます。

- 1 「宮っ子」は、きまりを守る素直な心持ってます。
- 2 「宮っ子」は、よわい人をいたわる心持ってます。
- 3 「宮っ子」は、美しいものを愛する心持ってます。
- 4 「宮っ子」は、夢を抱いてやりぬく心持ってます。